（様式第一）

記入日：平成　　年　　月　　日（　　）

氏名		住　所		生年月日	
希望するサービス内容					

No.	質　　問　　項　　目	回答：いずれかに○をお付けください	
1	バスや電車で１人で外出していますか	0．はい	1．いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0．はい	1．いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0．はい	1．いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0．はい	1．いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0．はい	1．いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0．はい	1．いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0．はい	1．いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	0．はい	1．いいえ
9	この１年間に転んだことがありますか	1．はい	0．いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1．はい	0．いいえ
11	６ヶ月間で２～３kg以上の体重減少がありましたか	1．はい	0．いいえ
12	身長　　cm　　体重　　kg　（ＢＭＩ＝　　）注		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1．はい	0．いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1．はい	0．いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1．はい	0．いいえ
16	週に１回以上は外出していますか	0．はい	1．いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1．はい	0．いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1．はい	0．いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0．はい	1．いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1．はい	0．いいえ
21	（ここ２週間）毎日の生活に充実感がない	1．はい	0．いいえ
22	（ここ２週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1．はい	0．いいえ
23	（ここ２週間）以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1．はい	0．いいえ
24	（ここ２週間）自分が役に立つ人間だと思えない	1．はい	0．いいえ
25	（ここ２週間）わけもなく疲れたような感じがする	1．はい	0．いいえ

注　ＢＭＩ＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）が18.5未満の場合に該当とする

（様式第二）

①　様式第一の質問項目No.１～20までの20項目のうち10項目以上に該当
②　様式第一の質問項目No.６～10までの５項目のうち３項目以上に該当
③　様式第一の質問項目No.11～12の２項目のすべてに該当
④　様式第一の質問項目No.13～15までの３項目のうち２項目以上に該当
⑤　様式第一の質問項目No.16に該当
⑥　様式第一の質問項目No.18～20までの３項目のうちいずれか１項目以上に該当
⑦　様式第一の質問項目No.21～25までの５項目のうち２項目以上に該当

注　この表における該当（No.12を除く。）とは、様式第一の回答部分に「１．はい」又は「１．いいえ」に該当することをいう。

この表における該当（No.12に限る。）とは、ＢＭＩ＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）が18.5未満の場合をいう。

○厚生労働省告示第百九十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針（平成十九年厚生労働省告示第七十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一の一中「終末期」を「人生の最終段階」に改め、「、さらに」を削り、「ことが必要である」を「こと、さらには人口の急速な高齢化に伴って医療需要の増加が見込まれる中、地域における病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療を推進し、将来の医療需要に対応した適切な医療提供体制の早急な構築を図ることが必要である」に改める。

第三の二の１中「都道府県がん対策推進計画、都道府県介護保険事業支援計画、都道府県障害福祉計画など」を「都道府県計画、都道府県介護保険事業支援計画、都道府県がん対策推進計画、都道府県障害福祉計画等」に、「第七」を「第九」に改め、同２中「目標を定める場合には」を「目標については」に、「行うよう努める」を「行うものとする」に改める。

第四の三中「医療計画に定める場合に」を削り、同六中「都道府県は、法」を「患者や住民が医療の適切な選択や受診を行うことができるよう、都道府県は、法」に、「あり方」を「在り方」に改める。

第七中「や介護保険法（平成九年法律第百二十三号）」を削り、「ならない。」を「ならない。また、医療介護総合確保法に定める総合確保方針及び都道府県計画並びに介護保険法に定める基本指針及び都道府県介護保険事業支援計画との整合性の確保を図らなければならない。」に改め、同一中「（平成十四年法律第百三号）」を削り、同５を削り、同６を同５とし、第七を第九とする。